

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 既に結婚している者の未成年者控除

Q : 相続人の中に満18才の三女がいますが、既に結婚して他家に嫁いでいます。

民法上は、未成年者であっても既に結婚している者は成年とみなされるそうですが、相続税の申告に当たって、この三女は未成年者控除を受けることができるのでしょうか。

A : 結婚していても適用があります。

【解説】

民法では、「未成年者が婚姻をしたときは、これによって、成年に達したものとみなす」と規定されています。これは、未成年者が親の同意により婚姻をしたということは、成年者と同一の能力を与えられるほどに精神能力が成熟したことが保障されたとみられることから、親権は終了し、あるいは後見は消滅し、一人で有効な法律行為をすることができることを意味します。

一方、相続税法における未成年者控除は、未成年者が成年に達するまでの間の養育費等の負担を考慮して、一定の金額を相続税額から控除しようという趣旨のもので、具体的には、相続又は遺贈により財産を取得した者が、①日本国内に住所があり、②被相続人の法定相続人であり、③相続開始時の年齢が20才未満である場合に、その未成年者が20才に達するまでの年数1年（1年未満の端数は1年とします）につき6万円の割で計算します。

民法の規定により成年に達した者とみなされたかどうかは適用の要件とはされていないので、ご質問の場合、上記の要件を全て満たしていれば未成年者控除の適用があります。

